| 旧 | 新 |
| --- | --- |
| （目的）  第１条　この規則は、競馬予想家協会（以下「協会」という。）による、予想成績の開示に関する規則第７条に基づく成績開示予想者の登録を受けている者（以下「登録者」という。）に対する、段級位の授与等について定める。  （段位）  第２条　段位は、初段から八段までとし、次の各号の基準に該当する登録者に与えられる。なお、年間の予想力の平均値は、１月から12月の間に終了した予想期間における予想力の平均値（予想期間中の予想レース数が100未満の場合は、100以上となるまで連続する過去の予想期間を合計した平均値）とする。  一　初段は、過去４期の予想力の最高値が80以上かつ過去２年の予想力の平均値が75以上である者  二　二段は、過去４期の予想力の最高値が90以上かつ過去３年の予想力の平均値が80以上である者  三　三段は、過去４期の予想力の最高値が100以上かつ最低値が60以上であり、更に過去３年の予想力の平均値が85以上である者  四　四段は、過去４期の予想力の最高値が110以上かつ最低値が65以上であり、更に過去３年の予想力の平均値が90以上かつ過去５年の予想力の平均値が80以上である者  五　五段は、過去４期の予想力の最高値が120以上かつ最低値が70以上であり、更に過去３年の予想力の平均値が100以上かつ過去５年の予想力の平均値が90以上である者  六　六段は、過去４期の予想力の最高値が130以上かつ最低値が75以上であり、更に過去３年の予想力の平均値が110以上かつ過去５年の予想力の平均値が100以上である者  七　七段は、過去４期の予想力の最高値が140以上かつ最低値が80以上であり、更に過去３年の予想力の平均値が120以上かつ過去５年の予想力の平均値が110以上である者  八　八段は、過去４期の予想力の最高値が150以上かつ最低値が85以上であり、更に過去３年の予想力の平均値が130以上かつ過去５年の予想力の平均値が120以上である者  （級位）  第３条　級位は、一級から八級までとし、次の各号の基準に該当する登録者に与えられる。  一　一級は、過去４期の予想力の最高値が80以上である者  二　二級は、過去４期の予想力の最高値が70以上である者  三　三級は、過去４期の予想力の最高値が60以上である者  四　四級は、過去４期の予想力の最高値が50以上である者  五　五級は、過去４期の予想力の最高値が40以上である者  六　六級は、過去４期の予想力の最高値が30以上である者  七　七級は、過去４期の予想力の最高値が20以上である者  八　八級は、過去４期の予想力の最高値が10以上である者  （段級位の申請及び授与）  第４条　登録者は、昇段又は昇級の事実が発生した際には、協会に対し、段級位の申請を行うことができる。  ２　協会は、前項の申請を受け付けた場合には、１か月以内に昇段又は昇級の事実を確認し、登録者に対して合否の連絡及び段級位の授与を行うこととする。なお、協会は、登録者からの申請を待たずに、段級位の授与を行うことができる。  （情報の公開）  第５条　協会は、そのウェブサイトにおいて、登録者ごとの級段位の取得状況を公開するものとする。  附則  〔施行期日〕  この規則は平成27年12月26日から施行する。 | （目的）  第１条　この規則は、競馬予想家協会（以下「協会」という。）による、予想成績の開示に関する規則第７条に基づく成績開示予想者の登録を受けている者（以下「登録者」という。）に対する、段級位の授与等について定める。  （段位）  第２条　段位は、初段から八段までとし、次の各号の基準に該当する登録者に与えられる。ただし、段位は一年に最大二段しか昇段することができない。なお、年間の予想力の平均値は、１月から12月の間に終了した予想期間における予想力の平均値（予想期間中の予想レース数が100未満の場合は、100以上となるまで連続する過去の予想期間を合計した平均値）とする。  一　初段は、過去４期（成績開示予想者の登録時の期間を除く。以下同じ）の予想力の最高値が90以上かつ過去２年の予想力の平均値が80以上である者  二　二段は、過去４期の予想力の最高値が100以上かつ過去３年の予想力の平均値が85以上である者  三　三段は、過去４期の予想力の最高値が110以上かつ最低値が60以上であり、更に過去３年の予想力の平均値が90以上である者  四　四段は、過去４期の予想力の最高値が120以上かつ最低値が65以上であり、更に過去３年の予想力の平均値が100以上かつ過去５年の予想力の平均値が80以上である者  五　五段は、過去４期の予想力の最高値が140以上かつ最低値が70以上であり、更に過去３年の予想力の平均値が110以上かつ過去５年の予想力の平均値が90以上である者  六　六段は、過去４期の予想力の最高値が160以上かつ最低値が80以上であり、更に過去３年の予想力の平均値が120以上かつ過去５年の予想力の平均値が100以上である者  七　七段は、過去４期の予想力の最高値が180以上かつ最低値が90以上であり、更に過去３年の予想力の平均値が130以上かつ過去５年の予想力の平均値が115以上である者  八　八段は、過去４期の予想力の最高値が200以上かつ最低値が100以上であり、更に過去３年の予想力の平均値が140以上かつ過去５年の予想力の平均値が130以上である者  （級位）  第３条　級位は、一級から八級までとし、次の各号の基準に該当する登録者に与えられる。  一　一級は、過去４期の予想力の最高値が80以上かつ過去２年の予想力の平均値が70以上である者  二　二級は、過去４期の予想力の最高値が70以上かつ過去２年の予想力の平均値が60以上である者  三　三級は、過去４期の予想力の最高値が60以上である者  四　四級は、過去４期の予想力の最高値が50以上である者  五　五級は、過去４期の予想力の最高値が40以上である者  六　六級は、過去４期の予想力の最高値が30以上である者  七　七級は、過去４期の予想力の最高値が20以上である者  八　八級は、過去４期の予想力の最高値が10以上である者  （段級位の申請及び授与）  第４条　登録者は、昇段又は昇級の事実が発生した際には、協会に対し、段級位の申請を行うことができる。  ２　協会は、前項の申請を受け付けた場合には、１か月以内に昇段又は昇級の事実を確認し、登録者に対して合否の連絡及び段級位の授与を行うこととする。なお、協会は、登録者からの申請を待たずに、段級位の授与を行うことができる。  （情報の公開）  第５条　協会は、そのウェブサイトにおいて、登録者ごとの級段位の取得状況を公開するものとする。  附則  〔施行期日〕  この規則は平成27年12月26日から施行する。  平成28年　月　日改正 |